

○川西市市民協働事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市市民協働事業提案制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4条第1項第2号に規定する、自由提案型協働事業（以下「協働事業」という。）に対する補助金の交付に関し、川西市補助金等交付規則（平成16年川西市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の要件)

第2条 川西市市民協働事業補助金（以下「補助金」という。）の要件は、提案事業（実施要綱第3条に規定する提案事業をいう。以下同じ。）のうち、実施要綱第13条第1項の規定により採択された協働事業について補助するものとする。

2 補助金は、単年度ごとの事業に対して交付するものとする。

3 提案団体（実施要綱第6条に規定する提案団体をいう。以下同じ。）が、単年度内に補助金の交付を受けることができる事業は、1事業とする。

(補助の対象となる経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、協働事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 提案団体の事務所等の維持管理経費

(2) 提案団体の経常的な活動経費

(3) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼

(4) 飲食費（実施事業と密接に関係するもの、ボランティア謝礼的なものは含まない）

(5) 支出内容の不明確な経費

(6) 提案団体が支払ったことが明確に確認できない経費

(7) 協働事業に直接関係のない経費

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が社会通念上適切でないと認めた経費

(補助金の区分、額及び回数)

第4条 補助金の区分、額及び回数は、別表第1に掲げるものとする。ただし、予算の範囲内において交付する。

- 2 前項の規定により算出した助成金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 この要綱により補助金の交付を受けようとする提案団体は、実施要綱第6条の規定に基づき提案事業の募集に応募するものとし、同条の規定に基づく書類の提出に併せて、協働事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 協働事業収支予算書(様式第2号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、実施要綱第13条第2項の規定により提案事業の採択をしたときは、その旨協働事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、提案団体に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金交付の決定に際し、必要な条件を付すことができる。
- 3 市長は、実施要綱第13条第3項の規定により提案事業の不採択を決定したときは、その旨協働事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、提案団体に通知するものとする。

(概算払い)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を受けた提案団体が、協働事業を完了する前に補助金の交付を受けることで、より円滑に協働事業を行うことができることを認めるときは、協働事業の完了前に補助金を概算で交付することができる。

- 2 提案団体が、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、第10条第2項の規定を準用する。

(申請内容の変更)

第8条 提案団体は、第5条に規定する協働事業補助金交付申請書及び添付書類の内容に変更(市長が認める軽微な変更の場合を除く。)が生じたときは、速やかに協働事業補助金変更交付申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき協働事業補助金変更交付申請書等を受付けたときは、内容を審査し、当該提案団体に対して協働事業補助金変更交付決定通知

書（様式第6号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 提案団体は、協働事業が完了したときは、協働事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 協働事業収支決算書（様式第8号）
- (2) 補助対象経費にかかる領収書等の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の確定及び交付請求）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該報告の内容を審査し、適切であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を協働事業補助金確定通知書（様式第9号）により、提案団体に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の確定通知を受けた提案団体は、補助金の交付を受けようとするときは、協働事業補助金交付請求書（様式第10号）により市長に請求するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（失効規定）

2 この要綱は平成31年3月31日限り、その効力を失う。

（補助事業の見直し）

3 前項の規定にかかわらず、市長が平成30年度中にこの要綱の規定による補助の趣旨、効果等を総合的に勘案し、なおこの要綱の規定による補助が必要であると認めたときは、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助区分	補助金の額	限度額	回数の制限
協働の芽応援型	事業の実施に要する経費の 5分の4に相当する額	4万円	同一事業通算2回までとする。
自主事業型	事業の実施に要する経費の 2分の1に相当する額	20万円	同一事業通算3回までとする。